

# 港北区内で 死者が発生する火災が 起きました！



**住宅用火災警報器を設置しましょう!**



「まさか！」の火事。「**住宅用火災警報器**」で助かる命があります。

火災は早期発見が重要です。早期発見により、迅速な初期消火や避難が可能となります。

平成23年6月1日以降、全ての住宅で設置が義務付けられています。未設置の方は火災被害軽減のため、早期の設置をお願いします。

詳細は、港北消防署までお問い合わせください。



## ・すでに設置されている方へ…

住宅用火災警報器の点検は行っていますか？

いざというときに警報器が作動しなければ、効果がありません。

警報器を安心して使用していただくために、取扱説明書を確認のうえ、定期的に点検と清掃を行ってください。

異常があった場合はお買い上げの販売店もしくは、メーカーのお客様相談室等に相談してください。

◆横浜市消防局 港北消防署◆ TEL 045-546-0119